

平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行  
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之  
(コード番号 : 8303 東証第一部)

### 「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

当行は、中長期ビジョンにおいて掲げる「革新的金融サービスを提供する金融イノベーター」、「卓越した生産性・効率性を達成する金融グループ」を実現するため、電子決済等代行業者をはじめとするさまざまなパートナーとのオープン・イノベーション(連携・協働による革新)を推進していこうとしております。

こうしたなかで、銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)の規定に基づき、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を制定いたしましたので、公表いたします。

ITを活用した金融サービスの進展により金融業を取り巻く環境が大きな変革期を迎えているなかで、金融ビジネスにおける競争力を維持・向上するためにも、電子決済等代行業者等のパートナーと有機的に連携し、イノベーションを生み出していくことが必要となってまいります。このため、オープン API (Application Programming Interface) 連携を可能とする体制を整備することでパートナー企業との連携を強化し、利用者保護を図りながら、金融サービスを高度化することによってお客さまにより良い利便性をもたらし、ひいては日本経済の発展に貢献していくことを目指してまいります。

以 上

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

### 1. 基本方針

株式会社新生銀行(以下、「当行」)は、様々な電子決済等代行業者(パートナー)との積極的な連携・協働を通じて、顧客情報の保護を図りながら、当該企業が行う新たなサービスの提供に協力するとともに、進化する技術革新や多様化するお客さまのニーズに対応し、当行のお客さまの利便性・体験価値向上や当行及びグループ会社の機能を活用したファイナンス機能の拡充、革新的金融サービスの創造・提供を目指してまいります。

### 2. オープンAPIの体制整備

当行は、当行と電子決済等代行業者<sup>1</sup>の連携に際し、当行に口座を保有するお客さまが、安心・安全を確保しつつ利便性の高いサービスをご利用いただけるよう、電子決済等代行業者と資金移動<sup>2</sup>・口座情報の参照<sup>3</sup>におけるAPI<sup>4</sup>連携を可能とする体制を、2019年夏を目途に整備してまいります。

### 3. オープンAPIに係るシステムに関する事項

当行が提供するAPI連携に係るシステムは、その設計、運用及び保守を第三者に委託し、「オープンAPIのあり方に関する検討会」(事務局:一般社団法人全国銀行協会)による「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」<sup>5</sup>(2017年7月13日公表)記載のAPI仕様標準、セキュリティ原則に則り整備してまいります。

### 4. 連携・協働に係る連絡先

当行との連携及び協働についての連絡先は、次のとおりです。

#### 【個人のお客さまの口座に関する連絡先】

個人企画部(Retail-APIContact@shinseibank.com)

#### 【法人のお客さまの口座に関する連絡先】

法人企画部(Corporate-APIContact@shinseibank.com)

### 5. その他参考情報

その他、当行が提供するAPIの具体的な仕様などについては、当行サイト上で順次公開していく予定です。

以上

<sup>1</sup> 銀行法等の一部を改正する法律(平成二十九年六月二日公布)による改正後の銀行法(以下「改正銀行法」)第二条第十八項に定める事業者。別途当行が定め、今後公表する予定の「電子決済等代行業者との接続に係る基準」に合致し、当行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結した事業者に限る。

<sup>2</sup> 改正銀行法第二条第十七項第一号に定める行為。

<sup>3</sup> 改正銀行法第二条第十七項第二号に定める行為。

<sup>4</sup> Application Programming Interface の略。あるアプリケーションの機能や管理するデータなどを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様のこと。

<sup>5</sup> <https://www.zenginkyo.or.jp/news/detail/nid/8261/>